

SABO NEWS LETTER

第 134 号【発行日】令和 2 年 4 月 30 日（木）【発行】（一社）全国治水砂防協会

目 次

1. 目次・行事予定 1
2. 国土交通省砂防部長より新年度のご挨拶 2
3. （一社）全国治水砂防協会理事長よりご挨拶 3
4. 令和 2 年度砂防事業の概要（国土交通省資料） 4

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長より新年度のご挨拶

国土交通省砂防部長の今井です。

会員の皆様におかれましては健康にお過ごしのことと思います。例年であれば、多くの方がフレッシュな気持ちで迎える新年度であります。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出に対して自粛が要請される等、心落ち着かないスタートとなりました。毎年、この時期に多くの会員の皆様とご挨拶を交わし、貴重な意見交換をさせて頂いているところですが、本年度は東京と地方の往来もままならず、直接皆様とお会いすることが困難な状況となっております。そのため、大変失礼をいたしますが、改めまして本紙面にて新年度のご挨拶をさせて頂きますとともに、本年度からの取組を簡単にご紹介させて頂きます。

昨年度も大変多くの土砂災害が発生し、尊い命が奪われました。地域住民の皆様が安心して生活するための土砂災害対策はまだまだ道半ばであります。本年度も強力にその対策を進めてまいります。令和2年度予算につきましては、国土交通省のホームページに掲載されておりますが、本年度より直轄事業や補助事業だけでなく、交付金事業につきましても特に重点を置くべき箇所については、その予算を公表しております（末尾の URL を参照ください）。昨年度を上回る本年度予算の確保は、会員の皆様が地域の実情をお伝えいただき、その大きく重い「地域の声」の後押しがあつてこそなされたことでもあります。改めましてお礼申し上げます。

今年度より、東日本台風（台風第19号）により激甚な被害を受けた宮城県丸森町におきまして直轄特定緊急砂防事業に着手いたしました。再度災害防止とともに地域の生活再建に少しでも貢献できるよう取り組んでまいります。また、雲仙・普賢岳におきまして全国で2例目となります直轄砂防管理に着手いたします。

災害時の対応につきましては、より迅速に被災地の安全確保、住民の生活再建が図られるようあらゆる手段を講じたいと思います。災害関連緊急事業につきましては、段階を分けて部分的に申請することが可能となりました。すでに昨年度の災害から取り組んでおりますが、応急対策部分のみを分割して申請することで早期現場着手、事業のスピードアップが実現しています。

ソフト対策につきましては、避難の実効性を向上させるため、会員の皆様、そして地域住民の皆様とともに一体的に取り組んでまいります。先日、地区防災計画策定のガイドラインを発表いたしました。国土交通省といたしましても、土砂災害警戒区域や警戒情報の更なる高精度化に取り組んでまいります。ぜひ、これらの情報を十分に活用頂くとともに、それぞれの地域において住民自らが地区防災計画を策定できるよう各市町村におかれましても支援をお願いいたします。

このたびは、全国治水砂防協会の取り計らいにより、このような情報発信の機会を頂き改めて感謝申し上げます。現下の状況において、全国の各自治体の皆様に必要な情報をお届けできるよう、全国治水砂防協会のご協力を頂きつつ、情報を発信していきたいと考えております。ぜひ会員の皆様からも、地域の実情、砂防事業に対する期待や要望など国土交通省に対するご意見を届けて頂きますようよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、毎年多発する土砂災害により被災された地域の早期の復旧・復興及び災害の少ない令和2年度を祈念し、また、新型コロナウイルス感染症対策に奮闘される会員の皆様、各自治体の職員の皆様のご尽力に敬意を表するとともに、ご健康を心からお祈りし、ご挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

※水管理・国土保全局関係令和2年度予算配分概要：

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r02enforcement.html

令和2年4月吉日

国土交通省 砂防部長 今井一之

(一社) 全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へ

東京は葉桜の季節となりましたが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年は、新型コロナウイルスの感染という世界的な厄災に見舞われており、皆様もこの問題に立ち向かわれ、ご苦労されておられることと存じます。早くこの禍の終息を迎えることができますようにお祈りいたしております。

全国治水砂防協会も東京都の休業要請を受け、貸会議室の営業を取りやめております。また、事務局の営業時間も10時から16時30分までに短縮し、在宅勤務も取り入れるなど感染防止のためにあらゆる対応をしているところです。その結果、会員の皆様へのサービス水準も落ちておりますことをお詫び申し上げます。

さて、5月28日に砂防会館にて総会を予定しておりましたが、多くの会員や来賓の方々の健康を考慮し、できるだけ少ない人数での総会を開催するとの決断に至りました。総会を成立させるためには会員総数の過半数の委任状が必要ですので、皆様におかれましては是非とも委任状の提出をお願い申し上げます。今般の総会は、常勤の理事、常任監事出席のもと開催する予定です。長い砂防協会の歴史でこのような総会の開催は初めてですが、今は新型コロナウイルス感染を防ぐことが何よりの優先事項でありますので、やむを得ない仕儀であると考えております。どうか現況をご賢察の上、出席をお控えいただくという大変失礼なお願いをさせていただくことをお許しくださいます。

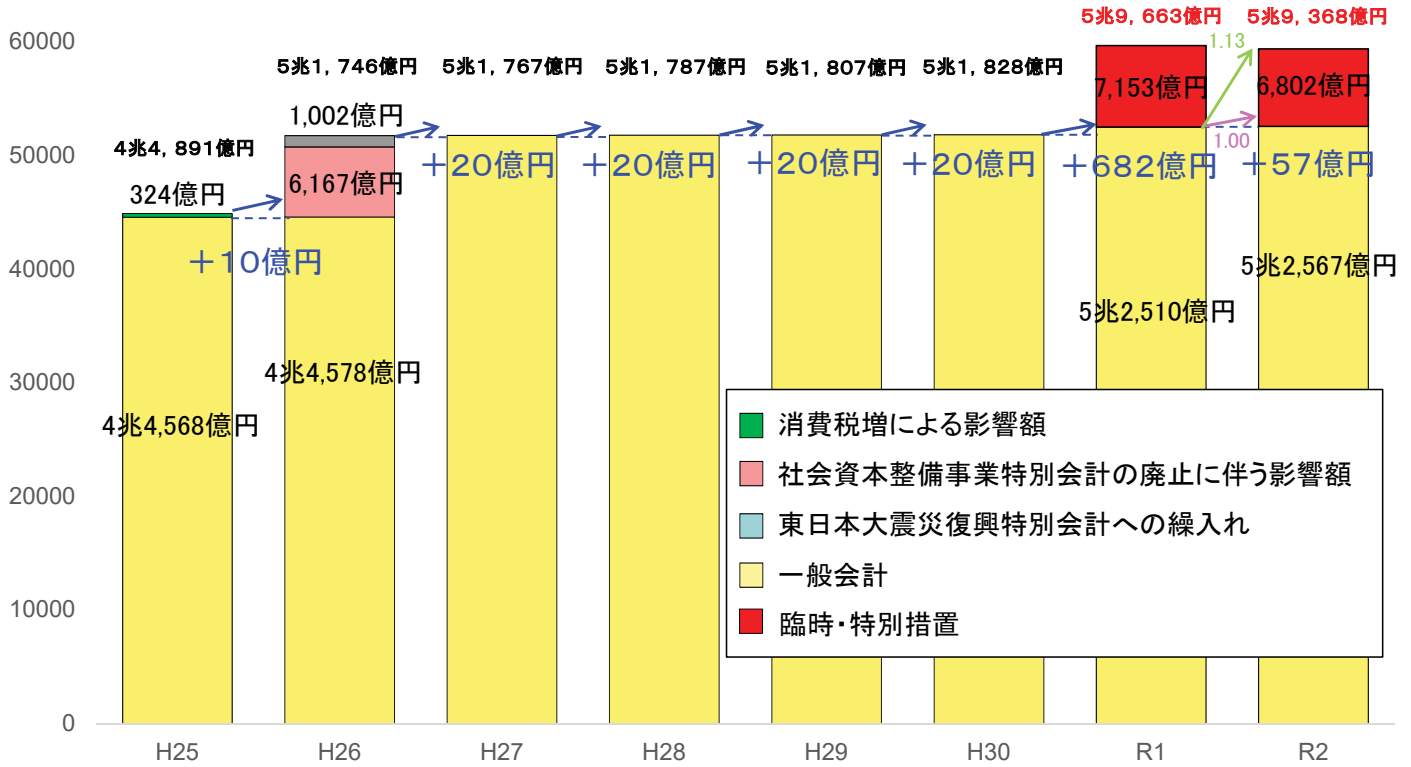
また、例年ならば、この時期、協会の行事として、皆様とお会いし、歓談し、情報交換をする機会も多くあるところがございますが、残念ながらそのような場を設けることができません。そこで、この“SABO NEWS LETTER”を活用して国交省今井砂防部長からのメッセージや砂防をとりまく貴重な情報を配信させていただきます。是非とも毎回ご一読くださいませ。また、当協会機関誌「砂防と治水」を通じましても会員の皆様に役立つ情報をお届けいたしますので、何卒ご高覧の程、お願い申し上げます。

申すまでもなく、日本は災害の多い国であるが故に、我々の思想や生き方の根底には災害からの教訓が組み込まれていると言われております。お互いを助け合い、思いやり、規律正しい秩序だった行動をとることができるのが日本人です。この国民性をもって、世界的なこの厄災を耐え、乗り越えることができるはずで、皆で繋がりながら、励ましあいながら頑張ってまいりましょう。

末筆になりますが、どうかご自愛いただきますよう切にお祈り申し上げます。

令和2年4月30日
一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 大野 宏之

公共事業関係費の当初予算推移(国土交通省)



令和2年度予算概要(水管理・国土保全局)

○令和元年の台風第19号や昨年7月の豪雨など、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害や、切迫する大規模地震に対し、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、将来にわたり安全で活力のある地域をつくるため、以下により、**新たな技術を最大限活用しながら、整備効果の高いハード対策と住民目線のソフト対策を総動員し、『水防災意識社会』の再構築を推進**

- ・気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を見据えた「事前防災対策」の加速化
- ・令和元年台風第19号等の自然災害に対する改良復旧による再度災害防止
- ・地域の基幹的防災インフラの老朽化に対する計画的な修繕・更新
- ・住民主体の避難行動のための情報提供の充実
- ・多様な主体と連携した防災・減災Society5.0 社会の実現
- ・水辺空間や良好な自然環境を中心とした賑わいの創出、観光振興
- ・「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の着実な実施

一般会計予算		(単位:億円)	令和2年度	令和元年度	対前年度伸率							
水	管	理	・	国	土	保	全	局	算	10,935(8,961)	10,569(8,628)	1.03(1.04)
関	係	予	算									
	治	水	事	業	等	関	係	費		10,638(8,665)	10,413(8,471)	1.02(1.02)
		河	川	関	係					8,836(7,218)	8,669(7,088)	1.02(1.02)
		砂	防	関	係					1,624(1,299)	1,564(1,237)	1.04(1.05)
		海	岸	関	係					178(148)	180(146)	0.99(1.01)
	下	水	道	事	業	関	係	費		297	156	1.90
社	会	資	本	整	備	総	合	交	付	金	等	※
										18,015	21,887	0.82
	う	ち	防	災	・	安	全	交	付	金		
										10,388	13,173	0.79

※()書きは、3か年緊急対策のための臨時・特別の措置を除く

※社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の合計額 国土交通省全体の金額であり、砂防関係はこの中の内数

令和2年度予算 集中豪雨や火山噴火等に対応した総合的な土砂災害対策の推進

- 近年の災害を踏まえた土砂災害防止施設の重点的整備の推進
- 土砂・洪水氾濫対策としての遊砂地等の整備の推進
- 流木等を確実に捕捉する砂防堰堤等の整備の推進
- インフラ・ライフライン、避難所等を保全する土砂災害対策の推進
- 要配慮者利用施設に関する土砂災害対策の推進
- 火山活動活発化時の緊急的な対策や危険区域の想定による減災対策等の推進、等を実施

人家、公共施設等を保全する土砂災害防止施設の重点的整備

平成30年7月豪雨や令和元年台風第19号等を踏まえ、土砂・流木災害だけでなく土砂・洪水氾濫による災害への予防的対策として、遊砂地、砂防堰堤等を重点的に整備するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施する。



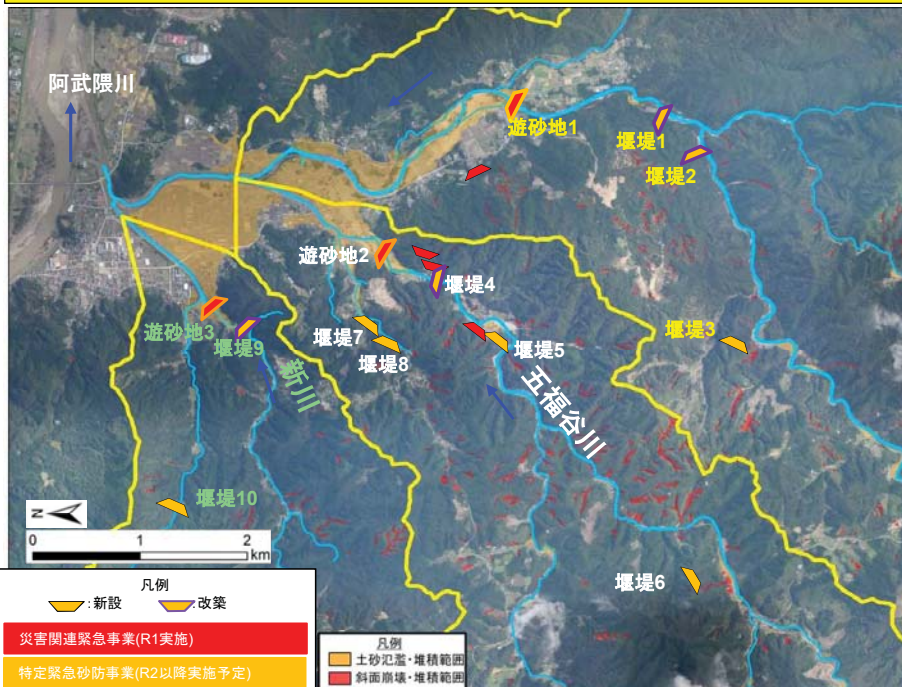
実効性のある避難を確保するための取組



阿武隈川水系直轄特定緊急砂防事業

- ・ 直轄砂防災害関連緊急事業に引き続き、特定緊急砂防事業により、河川計画と整合のとれた一定の砂防計画に基づく、短期的・集中的な砂防堰堤整備を実施。
- ・ これにより、流域全体での土砂・洪水氾濫による人家やインフラへの直接被害や孤立被害を未然に防止し、地域の安全度を向上。

○特定緊急砂防事業 実施内容:遊砂地(3箇所)、砂防堰堤工(10基)
事業費:約90億円
事業期間:令和2年度～令和6年度(5年間)



遊砂地 設置イメージ



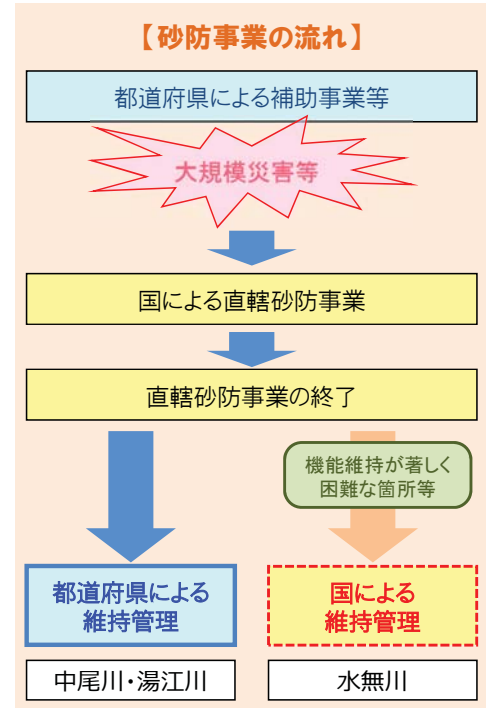
砂防堰堤 設置イメージ



雲仙・普賢岳直轄砂防管理事業

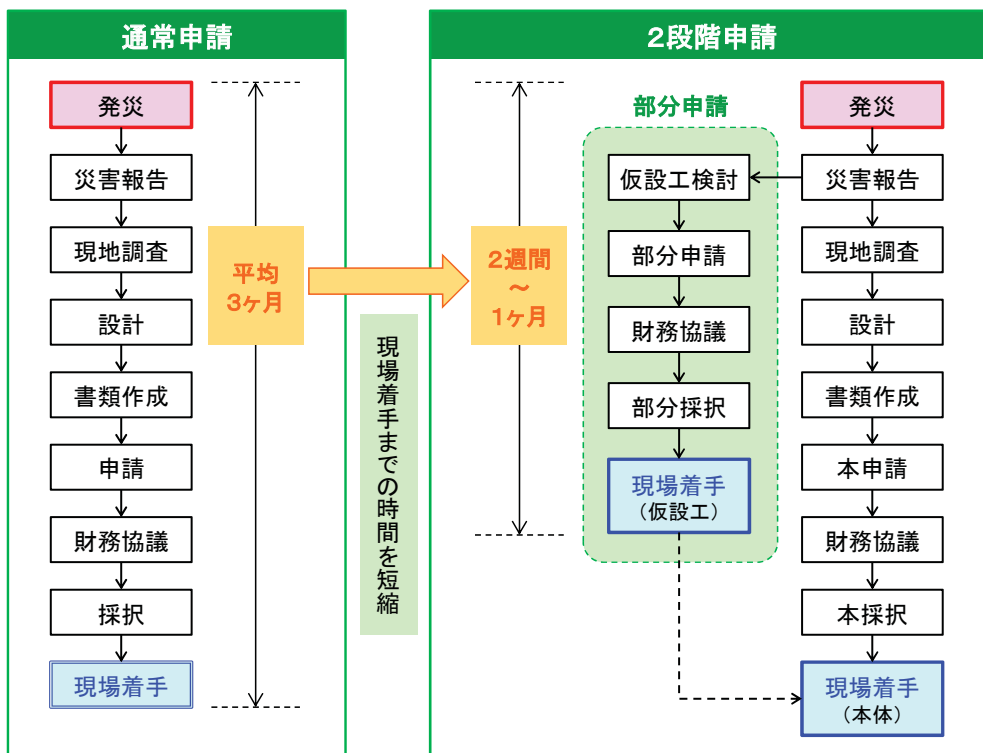


- 平成5年度から、水無川、中尾川、湯江川にて直轄砂防事業を実施してきたが、令和元年度をもって水無川の一部を残し事業を完了
- 事業完了した河川のうち、水無川については**無人化施工**による除石や溶岩ドームを含む**流域の監視**など**高度な技術**が必要
- そのため、水無川について令和2年度より**国直轄による砂防管理**に着手



2段階申請による災害関連緊急事業の迅速化

- 工事中道路、大型土嚢による仮設流路設置、強靱ワイヤーネット工など、工事初期の応急仮設部分のみを、簡易な申請書類により部分申請することが可能(引き続き本体施工について本申請を実施)
- これにより、現地調査、本体設計、代案比較など本申請に係る調査設計や手続きと並行して現場に着手することが可能となり、早期に被災地域の二次災害防止が図られる



■ 部分申請の事例(令和元年台風第19号)

- 10月12日 台風第19号に伴い土砂・洪水氾濫発生
- 10月24日 ワイヤーネット工など部分申請
- 10月29日 直轄災害関連緊急事業(部分)採択
- 10月30日 現場着手

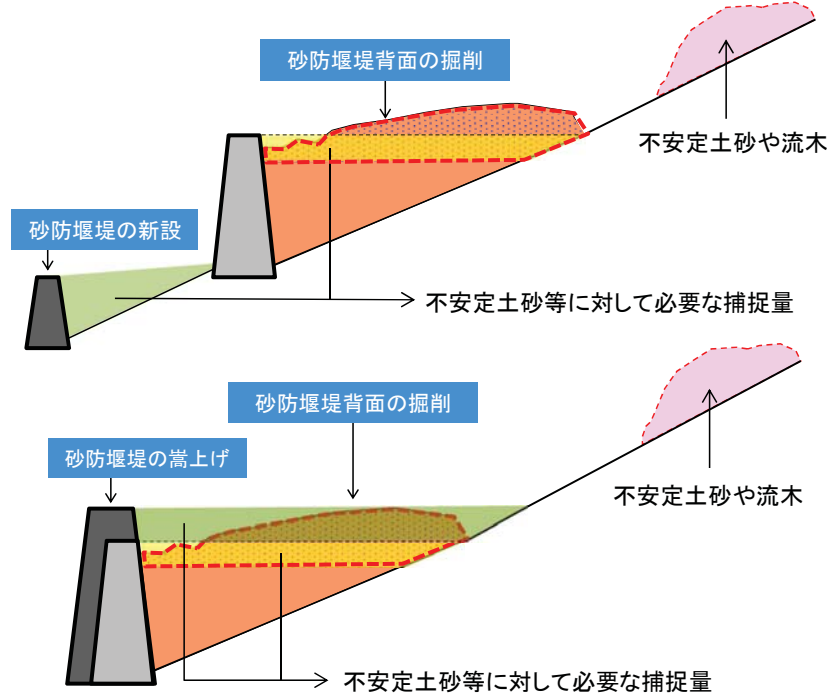
宮城県丸森町における土砂・洪水氾濫の状況

10月30日(発災から18日後)、河道埋塞土の撤去に着手

災害関連緊急事業による砂防堰堤背面の土砂掘削

- 砂防災害関連緊急事業等について、用地制約等により、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げのみでは不安定土砂等に対して必要な捕捉土砂・流木量を確保できない場合には、既設砂防堰堤背面を掘削することで必要な空間を確保することが可能
- 但し、既設砂防堰堤背面の掘削のみで必要な捕捉土砂・流木量を確保することは認められない

堰堤の新設や嵩上げと一体的な計画に基づく掘削のイメージ



災害関連緊急事業による堰堤背面土砂掘削の事例

- ・ 平成29年5月、長野県飯山市の井出川において、融雪に伴う山腹斜面の崩壊及び土石流災害が発生
- ・ 崩壊斜面や溪流内に残存する大量の不安定土砂に対応するため、災害関連緊急事業にて堰堤の新設及び既設堰堤の背面土砂掘削を実施



個別補助事業(大規模特定砂防等事業費補助)の拡充

背景・課題

- 令和元年東日本台風では全国で950件超の土砂災害が発生し、各地で甚大な被害。災害発生時に地域に大規模な被害を与えるおそれが著しく大きい場合には、大規模事業を実施することで安全度を向上させる必要
- 現行の大規模特定砂防事業費補助の対象として、土砂・洪水氾濫対策に加え、火山砂防対策や地すべり対策等の大規模事業を追加することにより、計画的・集中的な事前防災対策の推進を図る。

概要

- 個別補助事業において、土砂・洪水氾濫対策、火山砂防対策、地すべり対策、同時多発土砂災害対策において、大規模な基幹施設等の整備を集中的かつ重点的に支援。各々の交付金の採択要件に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の大規模な基幹施設(もしくは施設群)に係る事業が対象。

ただし、次の(1)及び(2)のすべてに該当するものに限る

(1) 土砂・洪水氾濫対策のための計画等※に位置づけられた大規模な基幹施設に係る砂防事業等

(2) 土砂・洪水氾濫対策のための計画等※に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること

※土砂・洪水氾濫対策のための計画、火山砂防計画、地すべり防止工事基本計画、一連地区の施設配置計画

対策箇所の事例(イメージ)

土砂・洪水氾濫対策の例



噴火に伴う土石流対策の例



地すべり対策の例



同時多発災害対策の例



個別補助事業(大規模更新砂防等事業費補助)の新設

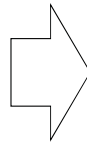
背景・課題

- 平成30年7月豪雨に伴う土砂流出によって石積砂防堰堤が流出するなど、外力に対する安定性が不十分な施設における更新の必要性が認識されたことから、大規模な更新事業により安全度を向上させる必要。
- 交付金事業では計画的・集中的な予算確保が担保されておらず、大規模な更新に着手できていない場合があることから、大規模更新砂防等事業費を創設し、計画的・集中的な事前防災対策の推進を図る。

概要

- 防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち砂防設備等緊急改築事業、急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が2億円以上の事業で、土砂災害により被災するおそれがある区域に多くの家屋が立地しているなど社会への影響度が高いことから更新の優先度が高く、かつ長寿命化計画が策定されている砂防関係施設(砂防設備、地すべり防止施設または急傾斜地崩壊防止施設)に係る事業が対象

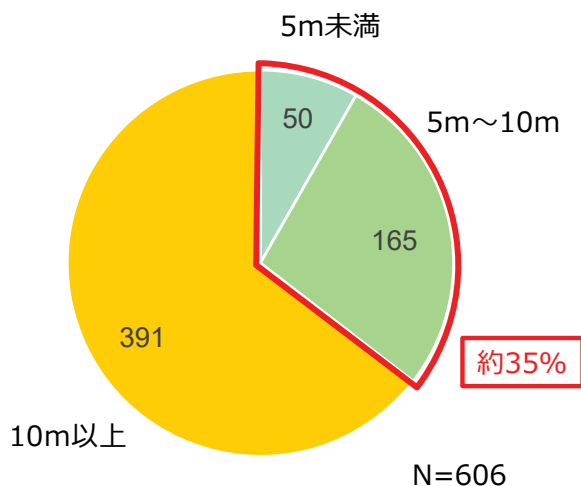
対策箇所の事例(イメージ)



急傾斜地崩壊対策事業の要件緩和

- 台風第19号に伴ったがけ崩れも含み、近年、がけ高さが10m未満の箇所において多数の土砂災害が発生し、要配慮者利用施設などにも影響
- また、台風第19号に伴う災害においては、避難途中に被災したと思われる事例も散見
- 要配慮者利用施設の安全確保及び当該施設を利用する者の適切な避難を確保するためには、10m未満のがけ高さであっても対策が必要

本年に発生したがけ崩れとがけ高さの関係



10m未満の急傾斜地崩壊の事例

- 要配慮者が利用する施設(小学校の特別支援学級)に近接する高さ7mの急傾斜地においてがけ崩れが発生
- これにより、当該施設の使用が制限されるなど、要配慮者を含む地域の社会生活に少なからず影響



上記のことから、急傾斜地崩壊対策事業(防災・安全交付金)において、要配慮者利用施設及び地域防災計画に位置付けられた避難路が保全対象に含まれる箇所については、**がけ高さ「10m以上」の要件を「5m以上」に緩和する**

※ 令和元年1月~10月に発生したがけ崩れのうち、がけ高さが明らかな箇所のみを集計
 ※ 数字は速報値であるため、今後変更される可能性がある

地方財政措置「緊急浚渫推進事業」の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫(堆積土砂の撤去等)が重要。
- このため、地方自治体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設(地方財政法を改正)。

【対象事業】

各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方自治体に対して示した上で、各地方自治体において、各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

【事業年度】

令和2～6年度(5年間)

【地方財政措置】

充当率:100%元利償還金に対する交付税措置率:70%

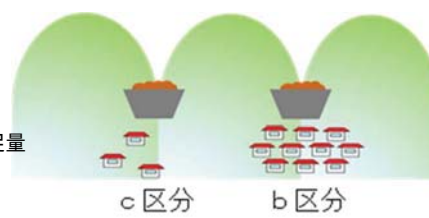
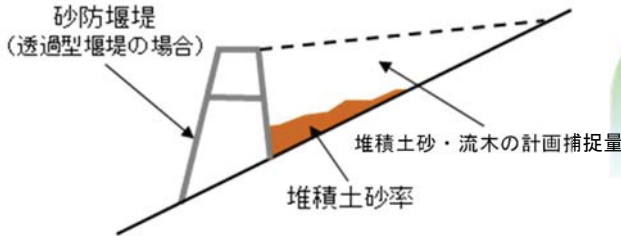
(参考) 緊急浚渫推進事業における各分野の対象事業

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を除石計画に位置付け、緊急的に浚渫を実施

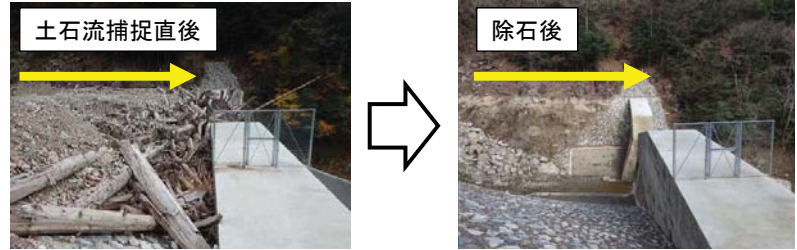
【堆積土砂率(イメージ)】

【砂防の危険度の区分(イメージ)】

(参考) 危険度の区分(イメージ)



- a区分: 影響度大
保全対象となる人家数が多い
又は公共施設あり
- b区分: 影響度中
保全対象となる人家数が一定程度ある
かつ公共施設なし
- c区分: 影響度小
保全対象となる人家数が少ない
かつ公共施設なし



砂防堰堤の除石事例

地方財政措置「緊急自然災害防止対策事業費」の拡充等

- 公共施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充
- 市町村の行うがけ崩れ対策事業等においても緊急自然災害防止対策事業費の対象とする

緊急自然災害防止対策事業費の対象拡充等

【拡充事業】(令和元年度から拡充)

道路防災(法面・盛土対策、冠水対策等)、急傾斜地崩壊(市町村分)農業水利施設(安全対策(用水路・ため池の防護柵等))

※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の財政措置を講じる

※ 事業年度終了後の本事業債の在り方については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討

(参考) 緊急自然災害防止対策事業費の地方財政措置等

<地方財政措置> 充当率:100% 元利償還金に対する交付税措置率:70%

<事業年度> 令和元年度～令和2年度



<対策前>



<対策後>

<道路の法面対策(イメージ)>

「宮城南部復興事務所」の新設

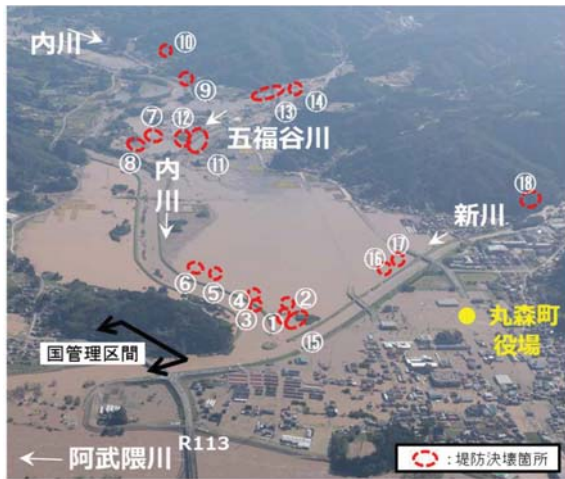
- 宮城県が管理する阿武隈川水系内川流域において、台風第19号に伴う豪雨により土石流や土砂・洪水氾濫が発生し、堤防も18箇所で決壊。また、国道349号においても全線土砂堆積及び29箇所で法面崩落、路肩流出等が発生する等、宮城県丸森町で広域にわたり甚大な被害が発生
- 阿武隈川水系内川流域の砂防事業や国道349号の復旧等を迅速かつ一体的に進め、宮城県丸森町の復旧・復興を加速化するため、令和2年4月に「宮城南部復興事務所」を設置



内川 土石流発生状況



五福谷川 土砂・洪水氾濫発生状況



国道349号 路肩流出



国道349号 土砂崩落・路肩流出